

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

2022年6月15日

三井住友建設株式会社

当社は、コーポレートガバナンス・コード（補充原則4-11③）に基づき、取締役及び監査役に取締役会の実効性に関する現況評価、更なる改善に向けた助言・意見を求め、その結果の概要を開示し、取締役会の実効性の向上に資するように努めております。

2021年度の実効性評価につきまして、分析・評価及び今後の対応方針等の概要を、以下のとおり、開示いたします。

1. 2021年度の分析・評価の方法

(1) 第三者機関によるアンケートの実施

2021年度の分析・評価にあたっては、第三者の視点から客観的に当社の位置付けを認識することを目的として、第三者機関に対し以下の事項の無記名アンケート（各設問に対する評価点の記入と、自由意見記入欄に対する意見の記入）の設問の設定・集計を実施し、それらを総合的に分析したレポートの作成を委託しました。

<アンケートにおける回答項目(概要)>

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の議論
- ・取締役会のモニタリング機能
- ・社内取締役のパフォーマンス
- ・社外取締役のパフォーマンス
- ・取締役・監査役に対する支援体制
- ・トレーニング
- ・株主（投資家）との対話
- ・自身の取り組み 等

(2) 取締役会における評価

評価にあたっては、第三者機関の分析レポートを参考に、取締役会において、分析・評価いたしました。

2. 2021年度の分析・評価結果の概要

(1) 全般

アンケートの回答結果からは、一般的に概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体としての実効性については確保されていると認識しております。

(2) 改善に努めた結果、肯定的な評価が得られた事項

2021年度は、取締役会の機能強化・実効性の向上を図るため、社外取締役を1名増員し、構成を見直したほか、協議事項の新設や開催時間枠の拡大、取締役会事務局の新設などの運営・支援体制の改善に努めてまいりました。

その結果、取締役会では、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされ、経営上の重要課題の審議の充実に向けて、改善が進んでいるものと認識しております。

(3) 今後の改善に向けた意見等

一方、以下の事項については、取締役会機能の更なる向上、議論の活性化に向けて引き続き改善に努めていくことを共有いたしました。

- ① 中期経営計画をはじめとする、経営戦略や方針の展開・実行の過程で生じる、あるいは予想されるリスクへの対処方法について、適時に、且つ十分に議論し、モニタリングしていく必要がある。
- ② 国内外の関係会社を含む、グループ全体の内部統制システムの運用状況について、同システムの実効性を高めるべく、取締役会としての関与を更に深めていく。
- ③ 取締役会における、審議の充実に向けて、運営方法や資料の提供、構成員に対する支援体制について、継続的な改善に努めていく。

以 上